

認定書

国住参建第28号
令和3年7月14日

神鋼ボルト株式会社
代表取締役社長 坂田 宏之 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第37条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
MBLT-0193
2. 認定をした構造方法等の名称
神鋼溶融亜鉛めっき高力ボルト
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住参建第 28-2 号
令和 3 年 7 月 14 日

神鋼ボルト株式会社
代表取締役社長 坂田 宏之 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルトに係る基準張力等について、平成 12 年建設省告示第 2466 号第一第二号、第二第二号及び第三第三号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 認定番号
MBLT-0193
- 認定をした構造方法等の名称
神鋼溶融亜鉛めつき高力ボルト
- 指定する数値

基準張力	400N/mm ²	
引張接合部の 引張りの許容応力度	長期に生ずる力に対する 引張りの許容応力度	短期に生ずる力に対する 引張りの許容応力度
	250N/mm ²	長期に生ずる力に対する 引張りの許容応力度の数値 の 1.5 倍とする
材料強度の基準強度	640N/mm ²	

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 4155 号
令和 5 年 3 月 10 日

神鋼ボルト株式会社
代表取締役社長 坂田 宏之 様
開成工業株式会社
代表取締役社長 石田 克彦 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

記

- 認定番号
MBLT-0218
- 認定をした構造方法等の名称
神鋼溶融亜鉛めっき高力ボルト
- 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住参建第 4155-2 号
令和 5 年 3 月 10 日

神鋼ボルト株式会社
代表取締役社長 坂田 宏之 様
開成工業株式会社
代表取締役社長 石田 克彦 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルトに係る基準張力等について、平成 12 年建設省告示第 2466 号第 1 第二号、第 2 第二号及び第 3 第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

記

- 認定番号
MBLT-0218
- 認定をした構造方法等の名称
神鋼溶融亜鉛めっき高力ボルト
- 指定する数値

基準張力	400N/mm ²	
引張接合部の 引張りの許容応力度	長期に生ずる力に対する 引張りの許容応力度	短期に生ずる力に対する 引張りの許容応力度
	250N/mm ²	長期に生ずる力に対する 引張りの許容応力度の数値 の 1.5 倍とする
材料強度の基準強度	640N/mm ²	

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。